

福岡県公報

令和2年3月17日
第 87 号

目次

告示 (第256号 - 第269号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について (畜産課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) …………… 5
- 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (環境保全課) …………… 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 6
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) …………… 8
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 11

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) …………… 11
 - 福岡県立ももち文化センターの利用料金の承認 (文化振興課) …………… 11
- 公安委員会
- 特例施設占有者の名称等の変更 (警察本部会計課) …………… 14

告 示

福岡県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	211号	嘉麻市岩崎1152番2先から 嘉麻市岩崎1200番2先まで

福岡県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	寒田 下別府線	築上郡築上町大字上別府544番2先から 築上郡築上町大字上別府1098番1先まで

福岡県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	寒 田 下別府 線	前	築上郡築上町大字上別府1099番7先から 築上郡築上町大字下別府1265番1先まで	10.0 ～ 27.0	508.0
			後	築上郡築上町大字上別府1098番1先から 築上郡築上町大字下別府1265番1先まで	6.1 ～ 27.0	519.0

福岡県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	寒 田 下別府 線	築上郡築上町大字上別府1098番1先から 築上郡築上町大字下別府1243番1先まで

福岡県告示第260号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、腐蝕病及びオーエスキー病の発生予防並びに豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病並びに牛流行熱の発生予防のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1 血清学的検査（急速凝集反応検査及び酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査

結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1 ツベルクリン検査 2 剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイムPCR検査 3 ヨーニン検査 4 補体結合反応検査 5 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢若しくは推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査及び臨床検査

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
豚熱	知事が豚熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査、中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
アインウイルス感染症	知事がアインウイルス感染症の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市杷木志波3179番5先から 朝倉市杷木志波3160番1先まで	5.6 ～ 22.2	196.4

			後	朝倉市杷木志波3179番5先から 朝倉市杷木志波3160番1先まで	5.6 ～ 25.2	211.1
--	--	--	---	--------------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	甘 木 吉 井 線	朝倉市杷木志波3179番5先から 朝倉市杷木志波3160番1先まで

福岡県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 直 方 線	前	糟屋郡久山町大字久原111番1先から 糟屋郡久山町大字久原111番19先まで	15.9 ～ 20.7	95.3

			後	糟屋郡久山町大字久原 111番1先から 糟屋郡久山町大字久原 111番19先まで	30.7 ～ 40.8	95.3
--	--	--	---	---	-------------------	------

福岡県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市黒川6132番1先から 朝倉市黒川6152番3先まで	15.6 ～ 26.1	52.8
			後	朝倉市黒川6132番1先から 朝倉市黒川6152番3先まで	16.7 ～ 35.3	63.5

福岡県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
----------	-------	---------------

朝 倉	塔 瀬 十文字 線 小 郡	朝倉市黒川6132番1先から 朝倉市黒川6152番3先まで
-----	---------------------	----------------------------------

福岡県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）及び国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和62年6月18日農林水産省告示第729号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-214号 砂津鍛冶町線

3 事業施行期間
令和2年3月17日から令和6年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
福岡県北九州市小倉北区砂津一丁目、砂津三丁目、鍛冶町二丁目及び米町二丁目
地内
(2) 使用の部分
福岡県北九州市小倉北区砂津一丁目、砂津三丁目、鍛冶町二丁目及び米町二丁目
地内

福岡県告示第268号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）の別表2の1の(1)のイ及び(2)のウに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、告示の日から施行する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間
紫川（水生生物） （ます湖ダム貯水池を除く 全域）	生物B	イ
竹馬川（水生生物） （全域）	生物B	イ
貫川（水生生物） （全域）	生物B	イ
ます湖ダム貯水池（水生生物） （全域）	生物B	イ

注1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

福岡県告示第269号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
朝倉郡筑前町（国有林。次の図に示す部分限る。）、朝倉郡筑前町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

水泳競技計測システム（福岡県営筑豊緑地プール）（備出1）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年4月6日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

水泳競技計測システム（福岡県営筑豊緑地プール）（備出1）

(2) 調達物品及び数量

水泳競技計測システム（福岡県営筑豊緑地プール） 一式

(3) 履行期限

令和2年8月31日（月曜日）

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和2年4月27日 (月曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
10	02	体育用具	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県飯塚県土整備事務所に令和2年4月13日 (月曜日) 午後5時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県飯塚県土整備事務所

〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩8-1

電話番号 0948-21-4934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班 (行政南棟1階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年3月17日 (火曜日) から令和2年4月13日 (月曜日) までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年4月27日 (月曜日) 午後4時00分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務厚生課入札室 (行政南棟1階)

(2) 日時

令和2年4月28日 (火曜日) 午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 本案件の令和2年4月1日以降の手続きは、本調達物品にかかる予算が成立し、予算手が整った場合においてのみ、行う。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Swimming Competition Timing System.
- (2) Delivery period : By August 31, 2020
- (3) Delivery place : 8 - 25 Niho, Iizuka-city, Fukuoka prefecture 820 - 0015, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 PM on April 27, 2020
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3092

公告

解散した清算法人宮崎土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
松尾 博	大牟田市大字吉野665番地
中川原 隆	大牟田市大字宮崎370番地 1
吉田 錦策	みやま市高田町濃施428番地
徳永 順一	大牟田市大字宮崎1793番地 2
江頭 敬二	大牟田市大字吉野387番地 1
猿渡 義達	大牟田市大字宮崎528番地
濱口 敏光	大牟田市大字宮崎143番地 2

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行規則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年3月6日

公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年3月17日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立ももち文化センター

2 位置

福岡市早良区百道二丁目3番15号

3 利用料金の承認年月日

令和2年3月5日

4 利用料金（令和2年4月1日以降）

- (1) 施設利用料金

ア 大ホール

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	12,400円	24,800円	37,210円	37,200円	62,010円	74,410円
土・日・休日	14,880円	29,760円	44,650円	44,640円	74,410円	89,290円

イ 本館各施設

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
小ホール	9,920円	12,400円	12,400円	22,320円	24,800円	34,720円
2階展示ホール	5,580円	7,440円	7,440円	13,020円	14,880円	20,460円
3階展示ホール	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
特別会議室	6,690円	8,930円	8,930円	15,620円	17,860円	24,550円
会議室第1	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第2	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第3	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第4	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第5	1,350円	1,860円	1,860円	3,210円	3,720円	5,070円
会議室第6	1,350円	1,860円	1,860円	3,210円	3,720円	5,070円
第1研修室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
第2研修室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
第3研修室	4,290円	5,720円	5,720円	10,010円	11,440円	15,730円
第4研修室	4,290円	5,720円	5,720円	10,010円	11,440円	15,730円
視聴覚教室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
音楽室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
一般教室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
アトリエ	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
料理教室	6,690円	8,930円	8,930円	15,620円	17,860円	24,550円

和室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
茶室	2,230円	2,970円	2,970円	5,200円	5,940円	8,170円
練習室	4,710円	6,200円	6,200円	10,910円	12,400円	17,110円

備考

1 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。

(1) フットライト (60ワット 19個)

(2) ボーダーライト (150ワット 20個)

2 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料若しくはこれに相当する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。

4 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 利用時間を超えてセンターを利用する場合

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる 午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後 5時まで	施設利用料金に掲げる 午後1時から午後5時 までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
午後5時から午後 9時まで（大 ホールについて は午後10時）ま で	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 （大ホールについては 午後10時）までの額	2時間を超え る場合	100パーセントに相当する額
		1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超え る場合	100パーセントに相当する額

午後9時（大ホールについては午後6時から午後9時午後10時）から午前零時まで	施設利用料金に掲げる午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合 施設利用料金の70パーセントに相当する額

(3) 附属設備、器具等の利用料金

区分	品名	単位	金額（1回につき）	備考
大ホール	所作台	1式	3,710円	
	平台	1枚	110円	
	仮設花道	1箇所	2,470円	
	花道用所作台	1式	1,230円	
	金屏風	1双	860円	
	銀屏風	1双	860円	
	毛せん	1枚	110円	
	上敷	1枚	110円	
	紗幕	1枚	610円	
	指揮台・譜面台	1組	240円	
	譜面台	1台	40円	
	箱馬	1個	20円	
	折たたみ馬	1個	20円	
	演台	1台	610円	脇台を含む。
	花台	1台	110円	
	反響板	1組	2,470円	両側正面及び天井を各1組とする。
	補助椅子	1脚	40円	
	机	1脚	70円	
	ホワイトボード	1個	110円	
	木頭ツケ板	1式	110円	

吊りボタン	1個	610円	電動式
吊りボタン	1個	360円	手動式
ピアノ	1台	3,710円	調律料を含まない。
第1ボーダーライト	1式	360円	150ワット
第2ボーダーライト	1式	360円	150ワット
第3ボーダーライト	1式	360円	150ワット
スポットライト	1台	240円	1キロワット
スポットライト	1台	170円	500ワット
アッパーホリゾンライト	1式	980円	200ワット
ローアホリゾンライト	1式	980円	200ワット
フットライト	1式	300円	60ワット
フロントサイドスポット	1台	240円	1キロワット
センターピンスポット	1台	1,230円	2キロワット
シーリングスポット	1台	240円	1キロワット
ストリップライト	1本	170円	100ワット
スタンド	1台	110円	
エフェクトマシン	1台	860円	
ミラーボール	1台	610円	
オーロラマシン	1台	610円	
波マシン	1台	610円	
ダブルマシン	1台	610円	
ベーススタンド	1台	60円	
先玉	1個	60円	
拡声装置Aセット	1式	1,860円	
拡声装置Bセット	1式	2,470円	
コンデンサーマイクロホン	1本	610円	
マイクロホン	1本	360円	
ワイヤレスマイクロホン1	1本	980円	1チャンネル
録音再生機	1台	610円	

	マイクスタンド	1台	60円	
	エレベーターマイクロホン装置	1台	360円	電動式
	スクリーン	1式	1,230円	スクリーンのみ使用の場合
	楽屋	1室	610円	
	シャワー室	1室	610円	
小ホール	拡声装置A	1式	1,230円	固定式
	カセットテープレコーダー	1台	610円	
	CDプレーヤー	1台	610円	
	マイクロホン	1本	240円	有線
	ピアノ	1台	2,470円	調律料は含まない。
全館共通	コンセント	1個	110円	1キロワット
	移動式スクリーン	1式	610円	
	パネル	1面	60円	
	パネル支柱	1脚	20円	
	TVビデオセット	1式	1,230円	
	レーザーポインター	1個	110円	
	ワイヤレスマイクロホン2	1本	610円	
	拡声装置B	1式	610円	移動式
	その他の設備・器具	1個	5,220円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる金額の25パーセントに相当する額とする。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時

間として計算する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第50号

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定に基づき、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により指定した特例施設占有者について、同規則第28条第2項第2号に掲げる事項に次のとおり変更があったので公示する。

令和2年3月17日

福岡県公安委員会

変更前	変更後
施設の名称	施設の名称
福岡 ヤフオク!ドーム	福岡 PayPay ドーム